



Title	カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ：ヨーロッパ帝国主義批判の書として
Author(s)	平子，友長
Citation	唯物論：東京唯物論研究会会報，79：27-42
Issue Date	2005-12
Type	Journal Article
Text Version	author
URL	http://hdl.handle.net/10086/16393
Right	

カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ ——ヨーロッパ帝国主義批判の書として——

平子友長

一 カント『永遠平和のために』の主題

本稿において筆者は、カント『永遠平和のために』^一（以下『永遠平和』と略記）の主題およびその現代的意義を考察することを試みる。

『永遠平和』の本文は二章から成り、それに二つの補説と付録（二節）が続く。本文だけに注目すれば、第一章で「国家間の永遠平和のための〔六個の〕予備条項」、第二章で「国家間の永遠平和のための〔三個の〕確定条項」が述べられる。

『永遠平和』は一七九五年に執筆された。この年は、一七八九年フランス革命の勃発を契機にして始まり一八一四/一八一五年のウィーン会議をもって終息する全ヨーロッパを巻き込んだ戦争の最中に公刊された。一見するとこの著作は、戦争に明け暮れるヨーロッパの諸国家に向かって、無益な戦争によっていたずらに人命を殺傷することのないように呼びかけた警告の書であると読める^二。

カントが「永遠平和のための第一確定条項」に「各国家における市民的体制は共和制的であるべきである」（Frieden, XI S.204）と述べ、その理由は、「〔共和制的体制においては〕戦争をするかしないかを決定するために、国家市民がそれに賛同することが求められるが、その場合、〔もし戦争を始めるとなれば〕戦争のあらゆる惨禍をわが身に引き受けなければならないがゆえに、そういう危険な勝負〔賭け〕を始めるには非常に慎重になるであろう」（ibid. S.205f.）という文章に接する時、読者はそのような想いを強くする。少なくとも「永遠平和のための第二確定条項 国際法は自由な諸国家の連合のうえに基礎付けられるべきである」（ibid. S.208）まではそのように理解することができそうである。

一 本稿においてはカントからの引用はすべて Suhrkamp 版『カント著作集』（Immanuel Kant, *Werkausgabe. 12 Bände*, Suhrkamp Frankfurt am Main 1977）から行い、巻数はローマ数字で示す。例えば XI S.190-251 は『著作集』第一巻一九〇～二五一頁を指す（『永遠平和』が収録されている箇所）。『カント全集』（全二二巻、岩波書店）には Suhrkamp 版『著作集』のページ数も表示されているので翻訳の該当箇所は容易に参照することができる。なお本稿におけるカントからの引用の訳文はすべて筆者によるものである。本稿でしばしば引用するカントの諸作には以下の略記号を用いる。

MdS: *Die Metaphysik der Sitten* (1797/1798)

Frieden: *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf* (1795)

二 「殲滅戦争 ein Ausrottungskrieg では敵味方双方が抹殺され、これと共にあらゆる法も抹殺されるから、永遠平和はただ人類の巨大な墓地の上にしか実現されないであろう。だからそういう殲滅戦争は、従ってまたそれを誘発する諸手段の使用も絶対に許されてはならない。」（Frieden, XI S.200）。

しかし「世界市民法は、普遍的友好 *die allgemeine Hospitalität* の〔を可能にする〕諸条件に制限されるべきである」ことを掲げた「永遠平和のための第三確定条項」の主題は、それ以前の二つの確定条項のそれとは明らかに異なっている。

第一に、第一確定条項は国家体制の内的編成のあり方を、第二確定条項は国家と国家との間の国際法的な関係を問題としており、国家を主体とした議論が展開されているのに対し、第三確定条項においては人類を構成する一人一人の人間が主体とされている。後者においては、諸個人や諸民族がすでに国家を構成しているかいないかに一切かかわらず、地球を共有し合う主体としていかにして相互に人間にふさわしい共生関係を打ち立てることができるのかという次元で議論が展開されている。

カントが「国際法 *Völkerrecht*」と区別して「世界市民法 *Weltbürgerrecht*」という概念を提起するに至った（『永遠平和』執筆時点における）本当の理由は何であったのか、そのことを探るためにわれわれは第三確定条項に関するカントの論述を詳しく検討してみたい。

本文は、まず表題に登場する「友好」についての説明から始まる。「友好」とは「外国人がある他国の土地に来たというだけの理由で、他国の人によって敵として扱われないという外国人の権利」のことであり、それは「客人の権利 *Gastrecht*」ではなく「訪問の権利 *Besuchsrecht*」であると言う。すべての人間が地球上のすべての土地に対して少なくとも「訪問の権利」を持つ理由は、カントによれば、地球の表面が人類の共同占有 *der gemeinschaftliche Besitz* であることにある。

「訪問の権利とは、地球の表面の共同占有権に基づいてすべての人々がたがいに社会的に交際することができるという、すべての人々にそなわる権利のことである。つまり地球の表面は、球面であるからして、人々は無限に分散することはできず、結局は互いに併存することを忍び合わなければならないし、根源的には、地球のある場所に居ることに対して、他人よりも多くの権利を持っている人は誰もいないからである^三。」（*Frieden*, XI S. 214）。

二〇世紀後半以降の現代であればこの「訪問の権利」の主張者としては途上国から先進国をめざして移動する人々がまず思い浮かぶが、一八世紀末から一九世紀にかけて世界の隅々を隈無く移動していた人々とはヨーロッパの諸国民であった。このような時代的背景を明らかに意識してカントは「訪問の権利」を主張している。ではカントは世界を歴訪するヨーロッパ人のために、非ヨーロッパ人に対して「外国人を敵として扱わない」ようにすることを要求しているのだろうか。否である。カントは次のように続ける。

「〔しかし〕この友好の権利は、古くからの居住者との交通を試みる可能性の条件以上に拡張されるものではない。」（*ibid.*）。

外国人がもつ「友好の権利」は、確かに地球の共同占有という自然法に由来する自然権であるとはいえ、この権利は、先住諸民族が住む土地に外国人が土足で踏み込み、その土地を略取するための口実として利用されてはならない。カントの主張の力点はむしろこの点にあった。

「われわれの大陸〔ヨーロッパ大陸〕の文明化された諸国家 *gesittete Staaten* とりわ

三 この最後の文章はロックの所有論に対する批判を含意している（後述）。

け商業を営む諸国家が、よその土地や民族を訪問（訪問とは、彼らにとっては、訪問先の土地や民族を征服することと同じ事だと見なされている）する際に示す不正行為は恐ろしい段階に達している。アメリカ、黒人諸国、香料諸島、喜望峰などを発見した時、彼らはそれらを誰のものでもない土地と見なした。なぜなら彼らは土地の住民たちを無と見なしたからである四。東インド（ヒンドスタン）において彼らは、ただ取引上の支店の開設を意図しているだけだという口実のもとに外国の戦闘民族を引き込み、彼らと共に原住民の圧迫、東インドの諸国家の戦争拡大への扇動、飢餓、反乱、裏切り、その他人類を苦しめるありとあらゆる厄災の大合唱をもたらしたのである。」(ibid. S. 214f.)。

カントは、このような極悪非道をほしいままにしているヨーロッパの「文明化」された商業諸国民に対しては「友好の権利」を認めてはならず、非ヨーロッパ諸民族は彼らの来訪をあらゆる手段を用いて排撃する権利があると主張している。この立場からカントは、当時の清朝中国と江戸幕府の採用した鎖国政策を支持したのである^五。

「だから中国と日本が、そのような〔極悪非道な〕客人たちを試した上で、以下の措置を取ったことは賢明であった。すなわち中国は来航 **der Zugang** は許したが入国 **der Eingang** は許さなかった、日本はそれどころか来航さえもオランダ人というただ一つのヨーロッパ民族にしか許容しなかったし、しかも日本人はそのオランダ人さえ捕虜のように扱い、自国民との共同関係 **Gemeinschaft** から排除しているのである。」(ibid. S.215-216)。

非ヨーロッパ諸地域の植民地化をめぐる競争するヨーロッパの諸列強に対するカントの批判の激しさは、上記の引用に続く以下の文章からも明らかである。

「この際〔ヨーロッパ人たちにとって〕最も忌まわしいこと（ところがこれは道徳的裁判官の立場から見れば最良のことなのだが）は、ヨーロッパ人たちが上記のような暴力行為に満足できるどころではなく、上記の商業会社はすべて破産の危機に瀕していること、最も残酷でかつ最も巧妙に考案された奴隷制の本拠地である砂糖諸島がなにも実益をあげておらず、ただ間接的に、…すなわち艦隊の水兵たちを養成するために役立っているにすぎないこと、つまりヨーロッパで再び戦争を遂行するために役立っているにすぎないことである。しかもこれを行っているのは、自分たちの信心深さを誇って大騒ぎし、不正を水のように呑み込みながら、信仰の正しさ **Rechtgläubigkeit** においてわれこそは選ばれた者であると認められたいと願っている列強諸国なのだ^六。」(ibid. S.215f.)。

以上の展開を受けて『永遠平和』の本文最後の文章が書かれている。

「ところが今や、地球の諸民族の間の共同関係 **Gemeinschaft** がひとたび至る所に拡大されてしまい、その結果、地球のある一つの場所における権利〔法〕の侵害があらゆる場所において感じられるまでに発展したからには、世界市民法の理念は、空想的で突拍子もない法観念などではない。公共的な人類法のための法典、従ってまた永遠平和のための法典

四 これを正当化する理論を提供したものがロックの『統治論』であった（後述）。

五 「だから中国と日本が、そのような〔極悪非道な〕客人たちを試した上で、以下の措置を取ったことは賢明であった。すなわち中国は来航 **der Zugang** は許したが入国 **der Eingang** は許さなかった、日本はそれどころか来航さえもオランダ人というただ一つのヨーロッパ民族にしか許容しなかったし、しかも日本人はそのオランダ人さえ捕虜のように扱い、自国民との共同関係 **Gemeinschaft** から排除しているのである。」(ibid. S.215f.)。

六 最後の文章の読みは、Suhrkamp 版ではなく Akademie 版に拠った。

は、国法にも国際法にも未だ書き記されていないが、世界市民法の理念はこの書かれざる法典を補うものとして不可欠なのである。この条件〔世界市民法の理念を承認するという条件〕を受け入れない限りは、人は永遠平和に向かって絶えず接近しつつあると得意になることは許されない。」(ibid. S. 216f.)。

上の引用文において、「地球のある一つの場所」とは、ヨーロッパの外部の諸地域、具体的には「アメリカ、黒人諸国、香料諸島、喜望峰」、「砂糖諸島」、「ヒンドスタン」などである。その「場所における権利の侵害」を行うものは、ヨーロッパの諸列強であり、とりわけ一八世紀末に最も文明化され、最も積極的な商業活動を展開した諸国民（イギリス、フランス、オランダなど）である。「地球のある一つの場所における権利〔法〕の侵害があらゆる場所において感じられるまでに発展した」という厳然たる同時代の事実が、世界市民法の理念を義務としてヨーロッパの文明人たちが厳粛に受け入れなければならない理由として挙げられていることは、『永遠平和』論の隠された主題を語ってはいないだろうか。

カントの法理論と歴史哲学には、同時代におけるヨーロッパ諸列強による非ヨーロッパ諸地域における不正行為を告発し、非ヨーロッパ諸民族の先住者としての権利を擁護するための理論装置が至る所に伏線として張り巡らされている。以下の論述において筆者は、『永遠平和』、『人倫の形而上学』を主要テキストにして、カントにおける西洋植民地主義批判の論理を抽出することを試みる。その際、ロックの『統治論』が植民地建設・拡大を正当化するための最も完成された理論を提供していること、とりわけカントがしばしば批判的に言及しているネイティヴ・アメリカンに対する迫害の論理として適用されていることを背景として、カントの法理論は事実上至る所でロック批判となっている。それゆえロック批判の文脈を理解しなければカントの法理論の意義を正しく評価することはできない。そこで次節においてまず、上記の問題設定に必要なかぎりでもロックの『統治論』の論理を再構成してみたい。

二 ロック『統治論』における所有論の論理構造

カントがロックの自然法理論を批判する論点は二点ある。

第一は、自然法論に基づく国家設立の理論の適用範囲をある一国の国内政治に限定し、ある国家とその外部世界との関係は「自然状態」＝「戦争状態」に留まるとみなす思考様式への批判である。国内政治における自然状態の克服の要請と国際政治における自然状態の容認の二元論は、カントにとってヨーロッパ諸列強による非ヨーロッパ諸地域に対する侵略を容認ないし正当化する論理として批判されなければならなかった。

第二は、非ヨーロッパの諸大陸を「無主の地」とみなし、先住民からの土地収奪を正当化する所有理論である。

最初に第一の論点について検討する。まずロックおよびカントにとって自然状態とは、市民的政府の必要性を理論的に導出するための単なる理論的想定ではなく、同時代の生々しい政治的現実であった^七。

^七 ただし自然状態が同時代の生の現実であることの意味は、ホッブズとロックではすでに

「世界中の『独立』した統治〔政府〕の君主や支配者はことごとく自然状態にあるのだから、多数の人々が自然状態にいない世界はいままでもなかったし、またこれからも決してない。…これは彼らが他の共同社会の統治者たちと同盟を結んでいるかいないかには関係がない。なぜなら、人々の間の自然状態に終止符をうつものは、…単一の共同社会 one community に入り、単一の政治体 one body politic をつくることを相互に同意する契約だけだからである。」(一四節^ハ)。

ロックは自然状態と戦争状態を区別して、自然状態においても自然法が遵守されるべきであることを主張するが、自然状態においては何が自然法に適合し、あるいは侵犯するのかについての判断および自然法の執行は各個人に委ねられている。このような条件下では自然状態は不安定な状態である他なく、それは戦争状態とほとんど紙一重の状態である。ロックにとって「戦争状態」とは、実際の戦闘状態よりも広い意味がある。

「他人を自分の絶対的な権力のもとに置こうと企てるものは、そうすることによって、その相手と戦争の状態に身を置く。…それゆえ、私を奴隷化しようとする者は、そうすることによって私との戦争状態に身を置くのである。」(一七節)。「その際、正当かつ当然のこととして私を殺害の脅威に曝している者を殺害する権利を私は持つべきである。なぜなら基本的な自然法によって、…保護することができる人間が全員でない場合には、罪のない者の安全が優先されるべきであるからである。そして人は自分に対して戦争を仕掛けてくる者を殺害することが許される。…なぜなら彼らは理性の共通法 the common law of reason の絆に服さず、力と暴力の掟以外のいかなる掟をも持たないから、彼らを猛獣 a beast of prey として扱うことが許されるからである。彼らは危険かつ有害きわまりない動物であって、人が彼らの支配下に陥れば必ずやその人を殺害してしまうであろう。」(一六節)。

カントによれば、同時代の最も文明化されたヨーロッパ人(イギリス人、フランス人)たちこそロックが「猛獣」と呼んだ者たちであった。彼らは、国内法と国際法とを巧妙に使い分け、国際関係においては「力と暴力の掟以外のいかなる掟をも持たない」人々であった。彼らは当然殺されても構わない人々ではあるが、非ヨーロッパ諸地域に住む先住者たちは、彼らを自力で制裁することができない。「罪なき者の安全」こそ最優先されるべき「基本的自然法」であるとすれば、ここに「理性の共通法」の名において罪なき人々の安全を保証する政治制度が構想されなければならない。このような苦渋に満ちた思考の中で、同時代の富と最新の軍事力を独占するヨーロッパの最強者たちに抗して構想された政治理念が、世界市民的体制であった

大きな違いがある。ホブズの場合には、自然状態は誰もが不断の死の恐怖に苛まれる身の毛もよだつ状態、恐怖心と理性に動かされて一刻も早くそこから脱出することを希求せざるをえない状態であるのに対し、ロックの場合には、少なくともイングランド以外の大陸においていわゆる「未開人」との関係においては自然状態を継続させることが「文明人」にとって利益であることが意識されている。カントの「永遠平和」論の提唱は、自然法理論における自然状態概念の機能がホブズ的なものからロック的なものへと変質したことを鋭敏に捉え、自然状態論の強者による悪用を批判する方向で自然法理論の再構築を目指したものだ。

ハ ロック『統治論』第二部は二四三節から成り、各節に節番号が付されているので、引用箇所を示すはこの節番号のみによって行うことにする。テキストは Locke (1970)を用いた。

次にロックの所有権理論を考察する。

ロックの『統治論』は、その抵抗権の理論によってアメリカの独立宣言にその理論的基礎付けを与えたことは、余りにも有名である。しかし『統治論』がイングランドからの独立を主張した白人入植者たちにもう一つの理論を提供したことは、余り注目されていない。それは、ネイティヴ・アメリカンの土地をかれらが収奪することを正当化する理論であり、それは『統治論』第五章「所有権 property について」において展開されている。ロック自身が自分の所有理論の適用対象をアメリカに設定していたことは、本章で「未開」＝「無主の地」の具体例として挙げられた地名がすべてアメリカであることから推察される。ロックの所有論は以下の七段階から構成されている。

(一) 神はまず、大地と大地が生み出すすべての物を人類に共有物として与えた（土地の根源的共有）。

(二) 「しかしすべての人間は彼自身の身体 person に対する所有権を持っている。」（二七節）。ロックはまず各個人の自己の身体に対する私的（＝排他的）所有権を定立し、そこから身体の活動である労働に対する私的所有権を導出する（「彼の身体の労働と彼の手の仕事は彼の物であることは当然である The “labour” of his body and the “work” of his hands are properly his」二七節）。

(三) ロックは次いで労働に対する私的所有から、労働対象と労働生産物に対する所有を導出する。ひとたび人間の労働が付け加えられると、そのことによって自然物は共有物から私有物に転化する。こうして狩人が追跡している動物は、少なくとも彼が駆り立てている間は、彼の所有物になる。それどころか本人の労働が投入されなくとも、「私の馬が食べた草、私の召使いが切り取った芝土」（二八節）さえも私の所有物となる。こうして「私の物である労働〔これには私の所有する召使いや動物の労働も含まれる〕が、それらの物〔草や芝土〕がかつてあった共有状態からそれらの物を取り去ることによって、それらの物に対する所有権を確定した」（二八節）とされる。

(四) しかしこの労働生産物に対する所有には、二つの制限が加えられる。

第一の制限（量的制限）は、労働生産物は各人がそれを有効に利用しうる範囲内においてのみ労働主体の所有となるという制限である。他方、有効に利用しえない部分は他人の所有に帰する。ここでの巧妙なトリックは、この有効利用の基準を「労働生産物を腐敗させるか否か」に置いたことである。後述するように、労働生産物を腐敗させさせなければそれをどれだけ蓄積し独占しても正当とされるのである。

第二の制限（質的制限）は、単なる労働一般のレベルでは、植物や動物など動産に対する所有権を成立させることができるだけで、土地それ自体に対する所有権を請求することはできないという制限である。

(五) ロックによれば農業労働だけが土地に対する所有権を発生させる。

「一人の人間が耕し、植え、改良 improve し、栽培し、その生産物を利用することのできるだけの土地、それだけが彼の所有物である」（三二節）。

それでは、狩猟、漁労、採集労働では成立しなかった土地所有権が農業労働にのみ認められるのはなぜか。それは農業労働だけが「改良する improve」する能力を持っているからである。神は、大地を共有物として人類に与えた時、ただ額に汗して労働するだけでなく、

大地を不断に「改良」することを人間たちに命じたとロックは主張する。

「神とその理性は、地球丸を subdue〔開墾・征服〕すること、すなわち生活の便宜のために地球を改良 improve することを人間に命じた。」(三二節)。

Subdue the earth が、『統治論』のスローガンである。地球を subdue するとは、(一)地球を開墾する cultivate ことであるが、(二)それは同時に地球を征服・制圧・支配することでもある。更に(3)Subdue=improve の等式に注目する必要がある。つまり地球を improve する人だけが、神の命によって、地球全体を subdue (支配) する資格が与えられる一〇。こうしてロックの所有論は、以下のような二段階構成をとっている。

第一に、神は大地を「耕作」するために人類に与えた。「耕作」によって土地は共有物から私有物に転化し、耕作者の排他的所有となる。従って地球上で狩猟、漁労、採集など非農業的自然経済を営む人々は神が人間に託した使命を蔑ろにしている人々であり、彼らが住む土地はすべて「無主物 res nullius」であり、耕作者によって subdue (開墾=征服) されることを神によって待望されている。

第二に、土地は「そこから最大限の生活の便宜を引き出すことができる」一人のものである。たとえ農業が営まれてはいても土地の最高度の効率的利用がなされていなければ、その耕作者に土地を管理する資格はなく、その土地もやはり「荒蕪地 waste」と見なされるべきである。荒蕪地とは他の誰の所有に帰しても良い土地のことである(三七、三八節)。結局、ロックによれば、以上二段階の論理を経て、地球上の土地はすべて「勤勉で理性的な人々」の所有物となる。

以上のようにロックは農業労働だけが土地に対する所有権を発生させる理由を「神の命令」によって説明した後、第三五節において世俗的な正当化論理を展開している。ロックの言い分はこうである。農地に囲い込まれた一〇エイカの土地の収穫物は狩猟・採集に委ねられた土地一〇〇エイカが供給する食糧に匹敵する一二。この場合、農民は人類に九〇エイカの土地を贈与したことになる。土地を効率的に改良する耕作者は、そのことによって生産力的観点からすれば地球面積の拡大に貢献していることになり、この功績によって耕作者はその土地を排他的に所有する資格が承認されるというのである。

ロックがイングランドにおける農業経営の優秀さの対極に置く事例は、常にネイティヴ・アメリカンの生活様式である。このことはロック所有理論の狙いが何処にあったかを雄弁

九 Earth を「地球」と訳した。本来は「大地」と訳しても良い箇所であるが、大地には広大無辺のイメージがつきまとうので、有限の球体空間であることを明示するために「地球」の訳語を採用した。Earth は無限の空間的広がりを持つ「大地」ではなく、有限な「地球」であるということが、カントが永久平和のための世界市民的共和制を提唱した理由の一つであった。

一〇「従って地球を開墾する subdue する、ないし耕作する cultivate ことと支配権 dominion を持つこととは互いに結合している。前者が後者の資格を与えたのである。」(三五節)。

一一「神が世界を人間たちに共有物として与えたのは、…彼らがそこから最大限の生活の便宜を引き出すことができるようにするためであった。世界がいつまでも共有 common のまま耕作 cultivate されない状態に留まるべきだと神が意図したとは考えられない。神は世界を勤勉で理性的な人々 the industrious and rational が利用するために与えたのである。」(三四節)。

一二 ロックは第四三節ではイングランドとアメリカの生産力の格差を千対一と計算している。

に語っている。

「アメリカ人の若干の諸民族 nations は土地を豊富に持ちながら、生活を快適にする物すべてにおいて貧しい。彼らは自然によって他のどの国民 people と比較しても遜色のないほど…肥沃な土壌を潤沢に提供されながら、その土壌を労働によって改良する努力を欠くがゆえに、われわれ〔イングランド人〕が享受している生活の便宜品の百分の一も持っていない。そして広大かつ肥沃な領土を持つ国王が、イングランドの日雇い労働者よりも劣悪な衣食住の状態にあるのである。」(四一節)。

(六)地球上の土地はそれを subdue=improve する能力のある人々の所有物に変えることが神の意志であるとロックは考えた。これは事実上、先住民の住む土地に入植して先住民を追放してその土地を囲い込むことを意味したが、ロックはそのことを他人の権利に対する如何なる侵害でもないと考えていた。その理由は、地球上の土地は利用し切れぬほど無尽蔵に存在すると仮定されていたからである一三。カントが自己の所有理論を地表の球面性に由来する有限な閉鎖空間性の上に基礎付けたことの意味は、ここにあった。ロックの自然状態論は大地の広大無辺性命題と結合することによって、強者に都合の良い理論を提供していたからであった。

(七)各人が所有できる生産物の量的限界は、生産物を腐敗させないことであった(三七節)。同じ原理は各人が囲い込んだ土地にも適用され、「もし彼の囲い地の草が刈り取られずに枯れ、彼の栽培した果実が収穫され貯蔵されることなく腐った場合には、地球のこの部分は、彼の囲い地であるにもかかわらず、依然として荒蕪地であるとみなされなければならない、他の誰が所有地にしてもかまわなかった」(三八節)とされる。

所有物の限界は、一見すると、各人がその生活のために有益かつ合理的に利用できる範囲に限定されているように見えるが、論理の巧妙なトリックは「無駄」を「腐敗」に限定したことである。たとえ自分では消費しきれないほどの生産物を所有していても、それを腐敗させない方法を発見した者はそれを正当に所有できるのである。その方法とは、腐敗しやすい生産物を耐久物 durable things (ロックが挙げている例によれば、クルミ、金属片、貝殻、ダイヤモンドその他の宝石)と交換することであった一四。

こうして大地を囲い込み、その土地を改良し、合理的に経営して大量の生産物を収穫し、さらにそれらを販売して貨幣に転化する農業経営者は、しかも彼だけが、原理的に無限の土地と無限の富を正当に所有する権利を獲得する。同時に商人でもある合理的農業経営者(しばしば外国で経済活動を行う)の権利の擁護、これがロックの所有理論の究極の目的であった。

一三 「ある人が自分のために土地を囲い込んだからといって他の人々のために残された土地がそれだけ少なくなったわけではない。というのは他の人が十分利用しうるだけの土地を彼が残しておくならば、彼は何も取らないに等しいからである。」(三三節)。

一四 「彼はこれらの耐久物を好きなだけたくさん貯蔵することが許された。なぜなら彼の正当な所有権の限界を超えることは、彼の所有の大きさによるのではなく、彼の所有するものが無駄に腐敗することにあるからである(四六節)。こうして貨幣の使用が始まった(四七節)。」

三 カントの法理論

カントは『永遠平和』を執筆した二年後に『人倫の形而上学』を公刊した。この著作は『実践理性批判』の後続としての体系上の必要性から執筆された作品であるが、カントは同時に『永遠平和』において提起した主張をより原理的に基礎づけることを試みている。特に、その「第一部 法論の形而上学的基礎」は『永遠平和』との密接な関連を度外視してはその意義を十分に評価することができない。

第一節で考察したように、「永遠平和のための第三確定条項」である世界市民法を原理的に基礎付けるためには、ロックに典型的に見られる「無主物 *res nullius*」の理論の批判である。「無主物 *res nullius*」の理論とは、ある土地に人々が居住し、その土地を生活圏として占有しているにもかかわらず、所有権に関するある特殊な定義を導入することによって住民のその居住地に対する所有権を否定する法理論のことである。カントの所有論の主題の一つが、アメリカ、アフリカ、オーストラリア大陸における先住諸民族の土地占有権を擁護することにあつたことを考慮する時、カントが私法を自然状態においてすでに構成可能であると主張したことの理由とそのアクチュアリティを理解することができる一五。

(一) 先占権

カントの所有論の主題は、いわゆる先占権の擁護にある。その場合、先占の仕方に一切の限定を設定しないことが核心点である。

「実践理性の法的要請は、…われわれの選択意志 *Wilkür* のある対象をわれわれが最初に占有したという理由で、他のすべての人に対してその使用を控えるという拘束を課す権能をわれわれに与える。」 (§ 2, *MdS*, VIII S. 355一六)。

カントによれば、地球上に住むすべての人間による地球の本源的共有の最初の形態が「先占 *Bemächtigung, occupatio*」一七であつた。先占とは「すべての人間は、自然または偶然が（彼らの意志に構いなしに）彼らを置いたその場所に居る権利を持っている」 (§ 13, S. 373) ということである。その意味で「本源的全体占有 *der ursprüngliche Gesamtbesitz* は、アプリアリにある私的占有の可能性の根拠を含んでいる」 (§ 6, S. 360)。

一五 「自然法の最高区分は…自然法と市民法との区分でなければならない。前者は私法 *das Privatrecht*、後者は公法 *das öffentliche Recht* と呼ばれる。というのは自然状態 *der Naturzustand* に対置されるのは、社会状態 *der gesellschaftliche Zustand* ではなく市民状態 *der bürgerliche Zustand* であるからである。なぜなら自然状態にも確かに社会は存在しうるが、市民社会（市民社会とは公的な諸法律によって私の物とあなたの物とを保証する社会のことだ）だけは存在しえないから、自然状態における法は私法と呼ばれるからである。」 (*MdS*, S.350)。

一六 以下 *Die Metaphysik der Sitten* からの引用は、節番号とページ数のみ挙示する。

一七 先占は「最初の占有取得 *die erste Besitznehmung*」 (§ 6, S.360) と呼ばれてもいる。「〔土地を〕占有している者に幸あれという命題は…自然法の根本原則であり、これが最初に占有取得することを〔土地の〕獲得の法的根拠として立てるのである。最初の占有者はだれでもこの原理に依拠することができる。」 (*ibid.*)。

カントはロックの所有論を実体—属性の範疇を用いて次のように批判している。

「土地獲得のためには土地の加工（開墾、耕作、灌漑など）が必要であろうか？断じて否だ。なぜならこれらの（特殊化の）諸形式は〔土地という実体の〕偶有性にすぎず…、実体があらかじめ主体の所有物 *das Seine* として承認されている限りで初めて、それらがその主体の占有に属することができるからである。〔土地の〕最初の獲得が問われている場合には、〔土地の〕加工は占有取得のための外的な標識に過ぎず、それは加工よりも少ない労力で済むその他多くの標識で代替させることができる。」（§ 15, S. 376）一八。

（二）自然状態における法の見越し

カントの所有論の特徴は、自然状態において先占によって最初に占有された土地に対する占有権が、市民的政府設立後も維持されるべきことを繰り返し強調していることである。

「市民的体制とは、各人に彼の物をただ保証するだけで、本来それを新たに決めたり限定したりはしない、そういう法的状態にすぎない。」（§ 9, S. 366）。

「自然状態において外的な物を自分の物として持つ仕方は、物理的占有 *ein physischer Besitz* であるが、この占有には、公的立法においてすべての人々の意志と結合されるならば法的占有となることを予測した法の見越し *die rechtliche Präsumtion* が備わっており、こうした期待において物理的占有は相対的に一つの法的占有として認められるのである。」（§ 9, S. 367）。

カントによれば、地球上に生を営むあらゆる人々にはその土地に居住しているだけで（「物理的占有」）、すでにその土地に対する正当な占有権が成立する。この先占は、将来市民的体制が設立される暁には公的に承認されるべきであることをすでに法的に見越しているかぎり、すでに一つの法的占有である。ネイション・ステイトの形成と共に世界各地でいわゆる先住民からの土地収奪の過程が進行し、かれらの抗議の声は歴史の闇に葬られてきた。先住民の先住権を要求する運動が（いまだ不十分であるとはいえ）ある程度の市民権を得るようになったのは、ここ数十年のことにすぎない。このような歴史を振り返る時、カントがこのような論理をすでに二〇〇年以上も前に西洋の植民地主義に抗して提起したことの意義は、大きい。

（三）土地の根源的共有論

カントはロックと同様、土地が本源的には人類に共有されていると考える。しかしその理由は、ロックと正反対である。カントにとって土地共有の理由は、「地表が球面であるから、地表のあらゆる場所は一体 *Einheit* をなしている」ことによる。カントがロック批判を自覚していたことは、以下の文章からも明らかである。

「なぜならもしかりに地球が無限の平面であったすれば、人間たちは地球上で何処までも

一八 「ある土地の最初の加工、囲い込み *Begrenzung* あるいは総じて形式の付与 *Formung* は、その土地を獲得する権限を与えることができない、すなわち偶有性の占有は実体を法的に占有する根拠を与えることはできない、むしろ反対に私の物・あなたの物〔の区別〕は、規則（付属物はその本体に従う *accessorium sequitur suum principale*）に従って実体の所有から導出されなければならない。」（§ 17, S. 380）。

拡散することができ、その結果、彼らは互いに共同関係 *Gemeinschaft mit einander* を結ぶこともなく、従ってこの共同関係が、地球上に人々が生存することの必然的帰結となることもなかったことになるからである。地球上のすべての人間による〔地球の〕占有は、人間のすべての法的行為に先行している（自然それ自体によって構成されている）ので、本源的全体占有 *der ursprüngliche Gesamtbesitz*（本源的占有共同体 *communio possessionis originaria*）一九である。」（§ 13, S. 373）。

上記の引用から明らかなように、地球が有限な空間であることが地球上の人間すべてが一つの「共同体 *Gemeinschaft*」を構成しなければならない理由なのである。われわれは現代の地球生態系の危機、エコロジー問題に対処するための先駆的な構想をカントの法理論のうちに見いだすことができる。

（四）世界市民的体制の導出の論理

カントの自然法論の特徴は、自然状態における戦争状態を克服するための共通の政府＝市民的体制の樹立の論理が、そのまま世界市民的体制の樹立を要請する論理となっていることである。言い換えれば、カントはカント以外の自然法論者たちとは異なり、一つのネイションにおける市民法的体制の必然性・必要性の論理はそのまま地球全体に一つの世界市民的体制を確立する必然性・必要性の論理として妥当させることを意図している。一見するとカントの論理は、同時代の西洋の政治的現実への柔軟な対応を欠いた硬直した理想主義に由来する荒唐無稽の理想論として受け取られかねない。しかしカントがなぜ世界市民的体制の理念を提起したその理由を理解するならば、それは極めて深い配慮に基づいて、周到に伏線を張り巡らせた上で基礎付けられていることがわかる。

『人倫の形而上学』「法論の第一部 私法」を執筆する際にカントが、『永遠平和』と同様の西洋諸列強による植民地主義を批判する意識を抱いていたことは、次の文章からも明らかである。

「われわれがある民族との近隣関係を結ぶようにと自然ないし偶然がし向けたわけではなく、ただ我々自身の意志によってそういう事態に至ったのではあるが、その民族とわれわれが一つの市民的結合を結ぶ見通しをその民族がわれわれに与えない以上、われわれの側が市民的結合を設立してこれらの人々（未開人 *Wilde*）を法的状態に（例えばアメリカの未開人、ホッテントット人、オーストラリア人を）移そうという意図さえあれば、必要とあれば暴力を用いて、さもなければ（こちらのほうがずっとましだとはいえないが）詐欺まがいの買収によって、植民地を建設し、そうして自分たちが上記の人々の土地の所有者になるという権限が、また彼らが最初の占有者であったことは考慮せず、われわれの優越性をひたすら利用する権限がわれわれ〔文明化されたヨーロッパ人〕にはあるのだと見なすべきではなかろうか。しかも自然それ自身が（自然は真空を嫌悪するから）〔われわれに〕そうするように要請しているように見えないだろうか、さもなければ〔もしかりにヨーロッパ人による植民活動がなかったならば〕他の〔ヨーロッパ以外の〕諸大陸の広大な陸地は、今でこそかなりの人口を擁する陸地となっているものの、文明化された住民 *gesittete*

一九 これは「土地の本源的共同体 *die ursprüngliche Gemeinschaft des Bodens, communio fundi originaria*」（§ 6, S.359）とも呼ばれている。

Einwohner を欠いたままであったらうし、それどころかこれからも永遠に欠いたままであるに違いないし、そうなれば〔神の〕創造の目的は無に帰すことになるまいか、こういう疑問を出す人がいる。しかし、目的が良ければいかなる手段も正当化されるとする不正義（ジェスイット主義）のこの仮面は簡単に透けて〔その下の醜悪な素顔を〕見通せるものだ。だからこうした土地獲得の仕方は棄却されるべきである。」（§ 15, S. 377）。

上の引用文の中に西洋の植民地主義者たちの各種の自己正当化の論理が紹介されているが、われわれが本節で検討したカントの所有論（一）～（三）はこれらの論理に対する批判であることが分かるはずである。以上の認識を踏まえて、カントが世界市民的体制の必然性・必要性を導出する論理を検討してみたい。

「むきだしの自然状態にある人間（あるいは民族）は、まさにこの自然状態にあるがゆえに、彼が私の隣に存在することによって、私からこの安全保障を奪い、私に危害を加えているのである。…だから私は彼に、私と一緒に一つの共同体的＝法的状態に歩み入るように、さもなければ私の近隣から立ち去るように強制することができる二〇。そえゆえ以下の〔永遠平和のための〕条項すべての根底に置かれている要請は、相互に遭遇し合うことのあり得るすべての人間はある一つの市民的体制に属していなければならないということである。」（Frieden, XI S. 203）。

カントは、この「市民的体制」に(1)「同一民族に属する人間たちの市民法 *ius civitatis* による体制」、(2)「互いに関係し合う諸国家の国際法 *ius gentium* による体制」、(3)「人々および諸国家が一つの普遍的な人類国家の市民と見なすことができるかぎりでの世界市民法 *ius cosmopoliticum* による体制」(ibid.) という異なる三次元が存在することをみとめている。この三段階は、(1)から(3)に向かう発展段階をなしている。しかしそれぞれの時代において人類がどの段階に到達しなければならないかを決定する基準は、地球上の諸民族が相互に遭遇し交流する程度である。ヨーロッパ人の訪れない土地が皆無となった時代において、(3)の世界市民的体制を確立すべく努力することは、少なくともヨーロッパ人であるわれわれの義務なのだ、カントはそう主張しているのである。

「永遠平和などもしかしたら存在しないかもしれないが、われわれは、永遠平和の根拠付けに基づいて、あたかもそれが存在するかのように行動しなければならない。そして永遠平和をもたらし、救いようのない戦争遂行に終止符を打つために、…最も適切であるとわれわれに思われるような体制（おそらく例外なくすべての国家による共和政体 *der Republikanism aller Staaten samt und sonders* がそれである）を打ち立てなければならない。そして戦争遂行に終止符を打つという意図を完遂できるかといえば、それはやはり殊勝な願いとどまるかもしれないが、にもかかわらずその方向に向かって絶えず努力するという格率を受容することは決して自己欺瞞を犯すことではない。というのもこの格率は義務だからである二一。」（MdS, S. 478）。

二〇 カントの所有論の主題が先住者の先占権の擁護にあったことを踏まえるならば、「私の近隣から立ち去るように強制することができる」相手は、具体的には当時のヨーロッパ人であった。

二一 「道徳的目的という理念に従って行動することは、たとえその目的が実現されうる理論的蓋然性が全く存在しないとしても、にもかかわらずそれが不可能であることが同様に証明されえない限りは、そのように行動する義務がわれわれには課せられているのだ。」

これは『人倫の形而上学』第一部の「結語」にある一文である。

カントの法論における世界市民法論は私法論の冒頭において先占権を支持し、かつ先占権の帰属する主体を非西洋諸民族に設定した時点ですでに予定されていたということができる。あるいは西洋諸列強による植民地拡大に対する理論的批判を完遂する必要に迫られて、私法論の構成が決定されたと見ることも可能である。『永遠平和』と『人倫の形而上学』との密接な関係については、本稿において十分示したと思う。

カントが『永遠平和』を公刊してから二〇〇年以上の時が経過した。われわれはようやくカントが『永遠平和』に託した思想とその深い意義を理解することのできる時代に入ろうとしている。カントが提唱した世界市民的共和制が実現するのにあとどれくらいの年月が必要なのか、それはわれわれにもわからない。しかしその時が来るまでカントの政治思想のアクチュアリティが色あせることはないであろう。

文献

Immanuel Kant, *Werkausgabe. 12 Bände*, Suhrkamp Frankfurt am Main 1977.

Kant, Immanuel(1977), *Die Metaphysik der Sitten*(1797/1798). *Werkausgabe Bd. 8*, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(二〇〇二)『人倫の形而上学』樽井正義、池尾恭一訳、カント全集第一一巻、岩波書店

Kant, Immanuel(1977a), *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf*(1795). *Werkausgabe Bd. 11*, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(二〇〇〇)「永遠平和のために」遠山義孝訳、所収『歴史哲学論集』カント全集第一四巻、岩波書店

Locke, John (1970), *Two Treatise of Government*. Everyman's Library, London. ロック(一九六八)「統治論」宮川透訳、『世界の名著 第二七巻』中央公論社

平子友長(二〇〇三)「ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係 一つの理論的整理」唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』第八号

平子友長(二〇〇四)「グローバリゼーションという現実 哲学に突きつけられた課題」日本哲学会編『哲学』第五五号